平成２９年（フ）第１５２号
徳島県徳島市津田西町２丁目３番20―507号　ルモンド津田
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８９号
福岡県飯塚市平塚61番地２　メゾンアンゼ205号
債務者　宮本　千里
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９０号
福岡県飯塚市楽市348番地６
債務者　中島　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９３号
福岡県飯塚市鹿毛馬1667番地89　グリーンパレスＢ棟
債務者　廣末　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１００号
宮崎県延岡市別府町3814番地２　コーポ山本101
債務者　戸高　英次
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５３号
岩手県花巻市鉛字中平75番地１
債務者　佐藤　博政
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第５７号
岩手県北上市新穀町１丁目２番５号鬼柳コーポ203号
債務者　平賀　早苗
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第５９号
岩手県北上市北鬼柳18地割123番地１高信ハイツ201号、旧住所岩手県北上市町分18地割121番地５上田住宅Ｄ号
債務者　小池　　仁
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６１号
岩手県北上市和賀町横川目33地割41番地６、旧住所岩手県北上市本通り２丁目３番44号ミユキビル２階東号
債務者　芳賀　和夫
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７７号
宮城県大崎市古川旭３丁目１番２―1003号
債務者　阿部　明浩
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
神奈川県平塚市公所728番地の12
債務者　齋藤　愛美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３６号
神奈川県厚木市山際840番地１　アルカンシェル201
債務者　黒田　直美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８６号
金沢市高畠１丁目17番地　ハイツジョア203号、従前の住所金沢市長土塀３丁目10番13号
債務者　金井　正剛
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１号
石川県加賀市山代温泉13―１　山王閣
債務者　森下　典子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４４号
福井県大飯郡高浜町薗部第52号13番地、前住所愛知県半田市栄町１丁目23番　コーポ若葉202号
債務者　山﨑　正博
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第７１号
佐賀県唐津市東唐津１丁目７番７号
債務者　新　　明美（旧姓野嵜）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３０１号
神奈川県小田原市久野308番地
債務者　卯木　清剛
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部